様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　２０２４年１２月１３日    　　経済産業大臣　殿  　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）しゃーぷまーけてぃんぐじゃぱんかぶしきがいしゃ  　　　　　一般事業主の氏名又は名称 シャープマーケティングジャパン株式会社  （ふりがな）おおやま　ただし  （法人の場合）代表者の氏名 大山　貞  住所　〒581-8585 大阪府八尾市北亀井町3丁目1番72号  法人番号　1040001008905  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DXへの取り組み』 | | 公表日 | ２０２４年９月２６日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  https://smj.jp.sharp/dx/  記載箇所：  『DXへの取り組み』ページのトップ、代表取締役社長による「DXへの取り組みについて」の第3パラグラフ | | 記載内容抜粋 | データとデジタル技術を活用することによって新しい製品・サービス、新しいビジネスモデルを生み出し、顧客との新しい関係性を通して新たな価値の創出に取り組んでいます。新たな価値を創出するためには、ハードウェア中心のビジネスから、ハード・ソフト・サービスを融合させたシステムの創出、さらには様々なシステムを連携させた独自のソリューションを提供するソリューションビジネスへの事業変革が必要であり、そのために必要な業務プロセスを改革し、新たな発想を生み出せる人材を育成し、企業文化を変えて行きます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認され、当社公式ホームページにて公表されている内容。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DXへの取り組み』 | | 公表日 | ２０２４年９月２６日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  https://smj.jp.sharp/dx/  『DXへの取り組み』ページ  記載箇所：  ■１　新規サービス・ソリューションの創出に向けた仕組みの構築  ■２　デジタル人材の育成と確保 | | 記載内容抜粋 | 当社は、データとデジタル技術を活用したソリューションビジネスへの事業変革を達成するため、【１】新規サービス・ソリューションの創出に向けた仕組みの構築と【２】デジタル人材の育成と確保の2テーマに重点的に取り組んでいます。  ■１　新規サービス・ソリューションの創出に向けた仕組みの構築  ＜業務プロセスにおける仕組みの構築＞  （１）第1フェーズ：業務プロセスの見直しと業務システムの再構築（2023年度）  ・基幹システムの刷新に合わせ、各事業で個別に処理してきた様々な共通業務を集約し、合わせて組織的な融合も図るべく検討を進めてきました。例えば、販売店様向けのオンライン受注システムを導入することにより、商品・パーツ・サプライ共通の発注、在庫・納期照会を実現しました。2023年度末までに85％を電話・FAXから、スマートフォン・パソコンを利用した受発注に切り替え、2026年90％の切り替えを目標に、利便性向上に取り組んでいます。  （２）第2フェーズ：業務プロセスの効率化、自動化（2024年度～）  ・発注業務のペーパーレス化、修理システムの再構築など、引き続き業務プロセスの効率化に取り組みます。  ・取引先別に複数に分かれているWEBサイトを統合化、利便性を追求するとともに、サイトを活性化し、攻めのDXに向けた基盤構築を進めます。  ・従来の業務システムでは難しかったサブスクリプションやシェアリングなどの新しいビジネスモデルへの対応を短期間で実現可能とする新しい業務システムの開発を進めています。これにより、多様化するお客様の要望にいち早く応える体制が整い、新規サービスやソリューションを提供するまでのリードタイム短縮化を図ることが可能となります。  ＜マーケティング・営業・サービス活動における仕組みの構築＞  （１）第1フェーズ：マーケティング・営業・サービス活動のデジタル化（2023年度）  ・SFAの活用範囲を見直し、案件情報の共有から、営業活動やお客様情報の見える化に取り組みました。ホームページへの問い合わせや、ショールーム等で獲得したお客様の情報をSFAに統合し、顧客別の提案状況やお客様の反応などをリアルタイムに把握することが可能となりました。  （２）第2フェーズ：データ分析による顧客戦略立案（2024年度～）  ・第2フェーズでは、更なるデータの集約化を進め、データを分析し戦略立案に活かせる仕組み作りを進めます。  ・集約したデータを活用し、ホームページでのタイムリーな情報掲載や、ターゲティングされたメールマガジンでのWebコンテンツへの誘導を通じて、ナーチャリングを強化します。また、既存のテレコールなどのアプローチをさらに充実させ、インサイドセールスにて顧客との接点を広げていきます。  ■２　デジタル人材の育成と確保  ITやAIに関連する高い知見を有する人材、デジタル技術活用によるビジネス変革ができる人材の育成と確保に向けて、社内外での学習機会の拡充と新しい人材の採用活動を幅広く行っています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認され、当社公式ホームページにて公表されている内容。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 『DXへの取り組み』ページ  ■３　推進体制  ■２　デジタル人材の育成と確保 | | 記載内容抜粋 | ■３　推進体制  DX推進委員会  社長がオーナーとなり、管理部門、IT部門及び各分社の経営企画部門の責任者が参画するDX推進委員会を設置し、DX戦略のロードマップ検討やプロジェクト全体の進捗管理を行っています。期初の方針徹底会ではDX推進委員会で協議した内容を幹部承認の下、全社員に周知しています。  ■２　デジタル人材の育成と確保  （１）第1フェーズ：変革を受け入れられる風土の醸成（2023年度）  ・当社のDX推進への取り組みについて、現在の立ち位置を正しく理解し、企業変革に向けて社員のベクトルを合わせるために、経営幹部を含む全社員対象のeラーニングを実施しました。  ・グループ全社で知識を共有し、レベルアップを図るため、各拠点をオンラインで接続したグループ全社勉強会を開始。当日参加出来なかった社員も後日動画視聴できる環境を用意しています。  （２）第2フェーズ：新たな価値を創出できる人材、デジタル技術活用によるビジネス変革ができる人材の育成（2024年度～）  ・2024年度より、デジタル時代のスキル変革に向け、DX人材育成に向けた具体的な推進施策として、全社員にITパスポートの取得を推奨しています。また、法人向け事業を担当する部門を皮切りに、DXビジネス検定の資格取得に向けた学習を開始し、デジタル時代に則した社員のスキル変革に取り組んでいます。  加えて、様々な分野のお客様の多種多様な課題に対して、ITスキルを活用して解決に導く、高いコミュニケーション力を備えた営業職の採用や、アプリケーションシステム構築から導入後の保守運用などの経験があるSE職の獲得に向けて、引き続き採用活動を強化し、人材の確保に取り組んでいます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 『DXへの取り組み』ページ  ■４　生産性向上に向けた環境整備 | | 記載内容抜粋 | （１）基幹システムの刷新  2017年10月の3社合併によるシャープマーケティングジャパン株式会社発足に伴い、統合システム構築に向けたプロジェクトを発足、「①不要な業務の廃止」「②業務の共通化による業務効率の向上」「③システムのシンプル化によるIT経費の削減」をポリシーとして、基幹システムの移行から運用、周辺システムへの拡張に向けて取り組んでいます。また、内部統制面においても、統制対象システムの統合・共通化により、標準統制手続きの範囲拡大を図っています。  （２）業務効率化に向けたITシステムの積極活用  ①社内コミュニケーションツール「LINC Biz」（ビジネスチャット、音声/ビデオ会議機能搭載）を活用し、コミュニケーションプロセスの改善を実現しました。  ②自社開発のクラウド型Web会議サービス「TeleOffice」を積極活用し、時間の効率化と移動コストの削減を実現すると同時に、資料共有機能を利用したペーパーレス会議の浸透を進めました。  ③社内開発のスマートフォンアプリで、内線電話を刷新。事務所以外の場所でも通話が可能となる等利便性が向上し、業務スピードがアップしました。  ④テレマティクスサービス「LINC Biz mobility」を導入し、運転日報を電子化。紙の運転日報が廃止され、社内業務の工数削減に繋がりました。  ⑤社内で業務利用できるAIチャットボットを社員各々が活用し、使い方や効率化について、グループ全社で共有しています。  ⑥時代の変化に伴い、古くなった内製の勤怠システムを刷新し、様々な働き方に対応できるようになりました。  ⑦2024年度より、新たな従業員エンゲージメントサーベイシステムを導入。社員の会社に対する共感度合いを可視化し、組織運営の改善につなげています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DXへの取り組み』 | | 公表日 | ２０２４年９月２６日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  https://smj.jp.sharp/dx/  記載箇所：  『DXへの取り組み』ページ  ■５　目標とする指標 | | 記載内容抜粋 | 1. システムのシンプル化・共通化による業務の効率化率   ②デジタル技術に関する研修の受講率  ③ITスキル向上に向けた資格の取得率 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年９月２６日 | | 発信方法 | 当社ホームページ上で代表取締役社長名で公表  https://smj.jp.sharp/dx/  記載箇所：  『DXへの取り組み』ページのトップ、代表取締役社長による「DXへの取り組みについて」の第4パラグラフ | | 発信内容 | 2023年1月にDX認定を取得し、新たな価値の創出に向けて、2023年度は第1フェーズである「デジタル基盤の構築」に取り組んでまいりました。2024年度は第2フェーズである「デジタルを活用した新たなビジネスモデルの創出」への移行を目指し、システムの再構築を行い、業務プロセスの効率化を進めている段階です。その中で、システムの統合や、新たなワークフローシステムの導入、社員のスキル変革など、社内改革を進めております。今後さらに、データとデジタル技術を活用して、業務プロセスや人材、企業文化の変革に取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年７月頃～現在も継続中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己診断を実施。  「DX推進指標自己診断フォーマット」に自己診断結果を記入したものを申請書に添付し、提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０１０年４月頃～現在も継続中 | | 実施内容 | シャープグループ全社対象の情報セキュリティセルフチェック、オンライン研修、標的型メール攻撃訓練を全社員向けに実施し、サイバーセキュリティに関する対策に努めています。また、社内情報セキュリティ関連規程に基づき、情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、セキュリティレベルの維持向上を図るための内部監査を実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。